

会 議 録		令和 3 年10月13日作成	令和 7 年 3 月末日廃棄
会議名	京都府東山警察署協議会（令和 3 年度第 2 回）		
開催日	令和 3 年10月11日（月曜日）		
時 間	午後 3 時00分から午後 4 時50分までの間（ 110分）		
場 所	京都府東山警察署 講堂		
出席者	佐々貴会長、石田副会長、小林委員、竹内委員、平井委員、高安委員、 細野委員、西委員、上田委員 計 9 人		
	署長、副署長、警務課長、生活安全課長、地域課長、刑事課長、交通課長、 警備課長、警務課長代理、地域課長代理、広聴相談係長 計11人		
諮 問 事 項	1 災害対策について 2 歩行者・自転車の交通安全対策について		
会 議 内 容	1 会長挨拶 司会 副会長 2 署長挨拶 3 協議 (1) 災害対策について 【委員】私は丘陵のふもとの神社で宮司をしている。8月の大雨では、山からの湧き水が参道に流れ込み、階段が滝のようになったが、大きな被害には至らなかった。 一般的に、災害の発生が懸念される場合には、区役所の防災担当や地域の自主防災会が機能するが、警察側でも事前準備はあるのか。 【警察】気象警報が発令されると、区役所に対策本部が設置され、担当職員が常駐するので、警察と連絡を密にし、被害状況や避難所の開設状況等の情報を共有する。 実際に被害が発生した場合には、速やかに双方が情報共有を行い漏れがないようにしている。 【委員】区役所担当者として補足する。 災害が発生した場合、又は災害発生の懸念のある場合には、区役所で		

会 議  
内 容

は災害規模に応じた態勢を構築し、災害への協働対処機関である警察署・消防署と情報共有態勢を構築する。

避難所の開設基準は、気象状況や災害規模によって異なり、区内では、主に小学校等に開設する。

避難所での対応は、地域の自主防災会が担当する。平成30年の台風災害以降では、避難所を開設した場合には、区役所の担当者が各避難所に出向き、現地における確度の高い情報を収集するようにしている。

本年では、8月中旬の豪雨時に避難所を開設した。

【委員】本年8月の清水寺参道の崩落に伴う被害の期間や規模はどうなっているのか。

【委員】被害場所は、ハザードマップで把握されていた場所ではなく、“こんなところで被害があったのか”という予想外の場所で発生した。

発災直後は道路を封鎖したが、土木事務所による応急工事を実施し、今では道幅が若干狭くなっているものの、通行可能な状態にある。

【委員】避難しようにも、道中に危険が存在したり、平屋住まいの方で垂直避難が困難な場合、どう対処すればよいか。

【警察】避難所へ避難することが危険な場合、今いる場所が安全であるならば、そこから動かないようにするとともに、避難困難者が在宅しているということを知らせるためにも、警察や消防に救助を要請するなどしてほしい。

【委員】平成30年の台風災害時には、信号機の滅灯があった。信号機の作動状況は警察本部で集中管理しているのか。

【警察】主要交差点以外では、警察本部での集中管理・集中制御はしていない。

主要交差点以外での信号の滅灯については、目撃者からの通報に基づき、警察官が滅灯事実を確認してから対処している。

信号機の滅灯を認知すれば、まずは警察官の手信号により交通の安全を確保する。通電により信号機能が回復できる場合には、発動発電機やリチウムイオン電池と接続して信号を作動させている。

【警察】災害救助で使用する機材を会場の後ろに展示しているので、御自由に見学していただきたい。

【委員】(エンジンカッターを指して)これは何を切る時に使うのか。

【警察】これは鉄を切断する際に使用する。回転刃を替えれば、コンクリートも切断できる。

エンジンカッターを使用する際には、衣類が回転刃に巻き込まれないよう、特殊な繊維を使用したズボンを着用する。

(2) 歩行者・自転車の交通安全対策について

会 議  
内 容

【警察】交通課員の説明により正しい自転車の運転について、自転車シミュレーターを使用して体験していただく。

【委員】自転車のあおり運転という説明があった。自動車のあおり運転は、テレビ等でよく見聞きするのでイメージが湧くが、自転車のあおり運転とはどんな形態なのか。

【警察】当署で実際にあった事例としては、自動車に追い抜かれた自転車運転者が立腹し、自動車を追い抜き、トラブルになったということがあった。最終的に当事者間で和解したが、事件化も可能な態様であった。

当署管内は自動車、自転車ともに通行量が多く、道も狭いことから、交通マナーを巡ってのトラブルが起りやすく、自転車側の行為によっては、あおり運転が成立することがある。

【委員】歩行者に対するあおり運転はあるのか。

【警察】あおり運転の対象は車両なので、歩行者に対するあおり運転はない。歩行者に対し、自転車運転者が自転車を故意に接触させた場合などには、刑法の暴行罪に当たる可能性がある。

【委員】京都女子大学では、自転車通学の学生に対して、大学側で何らかの交通安全教育は実施しているのか。

【委員】昨年と本年はコロナ禍により持ち越しとなっているが、例年では新入生オリエンテーション時に東山警察署が対面方式による交通安全教室を開催するほか、注意喚起を促す資料の配布など実施している。

大学の周辺に住んでおられる住民からは、学生の自転車マナーについて苦情を申出されることもあり、通学時の自転車マナー向上については、あらゆる機会を通じて向上を図りたい。

【委員】小中学生に対する自転車マナー教室の実施状況はいかが

【警察】小中学生に対しては、学校において自転車マナー教室を開催しているが、1回のマナー教室で交通安全意識が完全に身につけにくく、各家庭での交通安全に対する意識向上への働きかけが大きなウエイトを占めていると考えられる。

【委員】親御さんの中でも、自転車マナーが希薄な人があると思う。

【警察】御指摘のとおり、各家庭でいつでも交通安全教室ができるように、当署ではYou Tubeに動画を投稿しており、直接動画にリンクできるQRコードを印刷した資料を、幼稚園や小学校に配布している。

子どもは、友人の行動に連なる傾向にあり、自転車の乗り方についても、仲間内でマナーを逸した運転をする者があれば、それを模倣することもある。

保護者の指導監督が行き届かない場合には、地域での見守り活動等、

会 議 内 容	<p>コミュニティによる指導注意がより重要になると言える。</p> <p>その他にも自転車歩行者と接触すれば、歩行者側がけがをする場合が多く、交通事故傷害に対する補償のため、自転車保険への加入が必要であり、自転車事故への備えも重要である。</p> <p>自転車保険に未加入な家庭もあるので、自転車の交通安全教育と合わせて、保険への加入も周知してゆく。</p> <p>4 事務連絡</p> <p>令和3年度第3回東山警察署協議会は、12月中の開催を予定している。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>
------------	--